

令和2年6月9日

地域薬剤師会会長様
新潟県学校薬剤師会支部長様

公益社団法人新潟県薬剤師会
会長 佐藤 宏之

学校給食食器検査用試薬「0.1N よう素溶液」の濃度変更について

いつもお世話になっております。

当会では、学校給食の食器のでんぷん性残留物検査用の試薬として、0.1N よう素溶液を販売していました。しかし、よう素溶液には有害性があるため、今般、低濃度であってもよう素でんぷん反応の確認が容易であることを確認し、下記の通りよう素溶液の濃度を変更することといたしました。尚、本件については、新潟県学校薬剤師会と協議いたしました。

つきましては、貴会所属の学校薬剤師の皆様にお知らせくださいますようお願いいたします。

記

1. 変更内容

変更前：0.1N よう素溶液 → 変更後：0.05N よう素溶液

尚、販売価格は、1本（100mL）350円に変更ありません。

2. 変更理由

文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part2」の食器等の洗浄効果の確認検査には、「でんぷんの検査（よう素でんぷん反応）試薬：よう素水溶液（市販のよう素－ヨウ化カリウム溶液、ポピドンヨード配合のうがい薬、複方ヨード・グリセリン配合の外用消毒薬など）」と記載されており、よう素濃度の規定はありません。

0.05N よう素溶液の性状は、0.1N よう素溶液と同様に濃い茶褐色であり（図1）、でんぷんを塗布した食器に0.05N よう素溶液を入れたところ、速やかによりよう素でんぷん反応を示しました（図2）。



図1. 左 0.1N よう素溶液 右 0.05N よう素溶液

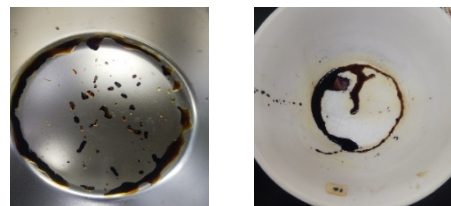


図2. 食器のよう素でんぷん反応の結果

3. 変更期日

令和2年6月10日以降に調製するものは、0.05N よう素溶液に変更します。

4. 注文方法

別紙 給食食器洗浄検査用試薬注文用紙またはお電話でお申込みください。

以上

（お問合せ） 公益社団法人新潟県薬剤師会 試験検査室 長谷川明子、齊藤園絵
電話：025-281-7730、FAX：025-281-7735